

独立行政法人国立国語研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成18年4月1日

国語研規程第109号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立国語研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(所定勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日7時間45分、1週38時間45分とする。

2 始業・終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

一 始業時刻 9時00分

二 終業時刻 17時30分

三 休憩時間 12時15分から13時00分までの45分間

3 業務上必要がある場合には、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲内で前項の始業・終業時刻及び休憩時間を変更することができる。

4 研究所は、業務上の必要がある場合には勤務時間を別に割り振ることができる。

(休憩時間)

第3条 職員は、休憩時間は自由に利用できるものとする。ただし、職場の秩序を乱してはならない。

2 業務上必要がある場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）

第34条第2項ただし書の規定に基づく労使協定の定めるところにより、交替で休憩させることがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第4条 研究所は、業務上必要がある場合には、職員に通常の勤務場所以外での勤務を命ずることがある。

2 職員が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で業務に従事した場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定の勤務時間を超えて勤務することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

(所定勤務時間以外の勤務)

第5条 研究所は、業務上必要がある場合には、労基法第36条第1項に基づく労使協定の範囲内で、所定の勤務時間を超えて又は休日に勤務を命ずることがある。

2 前項の規定にかかわらず、妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、所定の勤務時間の延長又は休日の勤務を命じない。

3 第1項の規定により所定の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育又は要介護状態の家族を介護する職員が請求した場合には、独立行政法人国立国語研究所育児介護休業規程（以下「育児介護休業規程」という。）第24条の規定により、勤務時間の超過時間を制限するものとする。

(深夜勤務)

第6条 研究所は、業務上必要がある場合には、深夜（午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。）に勤務を命ずることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、深夜の勤務を命じない。
- 3 小学校就学の就学の始期に達するまでの子を養育又は要介護状態の家族を介護する職員が請求した場合には、育児介護休業規程第25条の規定により、深夜勤務を命じない。

(時間外勤務における休憩時間)

第7条 研究所は、第5条第1項の規定により所定の勤務時間を超えて勤務を命ずる場合において、1日の勤務時間が8時間を超える場合には、1時間の休憩時間(1日の所定勤務時間の途中に置かれる休憩時間を含む。)をその勤務時間の途中に与えるものとする。

(非常災害時の勤務)

第8条 研究所は、災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、臨時に法定労働時間を超えて、又は法定休日に勤務を命ずることがある。

- 2 前項の勤務を命ずる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

(休日)

第9条 職員の休日は次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 土曜日
 - 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 四 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日までの日。(前号に定める休日を除く。))
 - 五 その他特に指定する日
- 2 業務上必要がある場合には、前項に規定する休日において勤務させ、又はあらかじめ休日を他の日と振り替えることができる。
 - 3 業務の都合上、前項の規定による休日の振替を行うことができない場合には、事後に代休を指定し与えることがある。

(適用除外)

第10条 労基法第41条第2号(監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者)については、勤務時間、休憩及び休日に関する定めは、適用を除外する。

(勤務しないことの承認)

第11条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、それらに要する一定の時間につき勤務しないことの承認を受けることができる。

- 一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)第22条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 二 均等法23条の規定に基づき、通勤緩和、休憩、休業及び補食により勤務しないことを承認された場合
- 三 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 四 その他特別の事由により特に承認された期間

(遅刻、早退、欠勤等)

第12条 職員が、遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は1日の勤務時間中に私用で研究所から外出するときは、事前に上司に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に届け出ることができなかつた場合には、事後速やかに届け出なければならない。

(裁量労働制対象職員の勤務時間)

- 第13条** 労基法第38条の3第1項に定める業務に従事する職員（以下「裁量労働制対象職員」という。）の勤務時間について労使協定を締結した場合は、第2条で定める勤務時間にかかわらず、当該労使協定に定める時間を勤務したものとみなす。
- 2 始業・終業時刻及び休憩の時刻は、第2条で定める所定勤務時間を基本とするが、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用対象職員の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。
 - 3 裁量労働制対象職員が休日勤務又は深夜勤務を行う場合には、事前に上司の許可を受けなければならない。

(部分休業)

- 第14条** 職員のうち3歳に満たない子の養育又は要介護状態の家族の介護を行うことが必要な者は、育児介護休業規程の定めるところにより、1日の所定の勤務時間の短縮等の措置を受けることができる。

(休暇)

- 第15条** 職員の休暇は、次のとおりとする。

- 一 年次有給休暇
- 二 病気休暇
- 三 特別休暇

(年次有給休暇)

- 第16条** 年次有給休暇は、一の年（1月1日からその年の12月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる日数とする。
- 一 第2号に掲げる職員以外の職員 20日
 - 二 当該一の年において新たに職員となった者（一般職の国家公務員、他の独立行政法人、国立大学法人等の職員から引き続き職員となったものを除く。）別表に定めるその年の在職期間に応じた日数欄に掲げる日数
- 2 前項に規定するもののほか、年次有給休暇の付与日数に関し必要な事項については、別に定める。

(年次有給休暇の時季変更権)

- 第17条** 年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に与えるものとする。ただし、職員の請求する時季に年次有給休暇を与えることにより業務の正常な運営に支障が生じると研究所が認めた場合には、他の時季に与えることがあるものとする。
- 2 年次有給休暇の一部について、労基法第39条第5項の規定に基づく労使協定により、年次有給休暇を与える時季に関する定めをした場合には、これにより年次有給休暇を与える。

(年次有給休暇の単位)

- 第18条** 年次有給休暇の単位は、原則として1日とする。

(年次有給休暇の請求期間)

- 第19条** 年次有給休暇の請求期間は、付与された日から2年間とする。

(病気休暇)

- 第20条** 病気休暇は、職員が負傷若しくは疾病のために療養する必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- 2 前項の休暇は、生理日の勤務が著しく困難であるとして女性職員から請求があった場合に、その者を生理日に勤務させないときに準用する。
 - 3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。

(特別休暇)

第21条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、勤務時間、休暇等の実施に関する事項は、独立行政法人国立国語研究所職員の勤務時間、休暇等に関する細則に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までに、平成18年4月1日以降に取得予定の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇について既に承認を受けている期間は、施行日以降においても、この規程の定めるところにより年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇として、研究所において承認されたものとみなす。
- 3 この規程の施行日の前日における年次休暇の残日数については、施行日において年次有給休暇の残日数としてこれを承継する。

附 則 (平成19. 3. 28 国語研規程第156号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 3. 10 国語研規程第185号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第16条第1項第2号関係)

在職期間	日数
1箇月に達するまでの期間	2日
1箇月を超え2箇月に達するまでの期間	3日
2箇月を超え3箇月に達するまでの期間	5日
3箇月を超え4箇月に達するまでの期間	7日
4箇月を超え5箇月に達するまでの期間	8日
5箇月を超え6箇月に達するまでの期間	10日
6箇月を超え7箇月に達するまでの期間	12日
7箇月を超え8箇月に達するまでの期間	13日
8箇月を超え9箇月に達するまでの期間	15日
9箇月を超え10箇月に達するまでの期間	17日
10箇月を超え11箇月に達するまでの期間	18日
11箇月を超え1年未満の期間	20日